

新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う 保育料の減額手続き書類の提出について[4月分～6月分]

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年6月30日までの間、登園を控え、家庭で保育された場合の保育料の減額手続きについて、次の書類を園に提出してください。
現在の月額保育料が「0円」となっている方は手続きの必要はありません。

1 提出書類

登園を予定していた日を感染防止のためにお休みしている場合は、以下の書類を提出してください。区公式ホームページに、提出書類の様式を掲載しています。

① 保育料の減額に係る確認書

※ 当該月に1日も登園しなかった場合は、「4月全休」欄にチェック✓をしてください。(日別欄にはチェック✓していただくことなく結構です。(5月以降も同様です))

② 請求書兼支払金口座振替依頼書…区立園の方のみ提出

(私立園の場合は各園の手続き方法に従ってください。)

※ 日付・金額は記入しないでください。

※ 振込先として指定する口座は、請求者名と同一名義の口座に限ります。

※ 当該月の保育料が未納である場合

「①保育料の減額に係る確認書」のみ園に提出してください。減額承認後、減額後の納付書を送付します。後日送付される減額後の納付書にて納付してください。当該月に1日も登園しなかった場合は、納付いただく必要はありません。

※ 5月以降に減額が生じる場合は、既に4月分の「保育料減額に係る確認書」を提出する際に、「請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出している場合は、提出は不要になります。提出済の書類に記載された口座へ還付します。

2 提出先

園に提出してください。

[提出期限]

	保護者から園への提出締切日
令和2年 4月分	令和2年 5月20日(水)
令和2年 5月分	令和2年 6月19日(金)
令和2年 6月分	令和2年 7月20日(月)

3 保育料の減額の要件

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、通常であれば登園している日を休んでいること。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染予防のためお休みする」こと、「お休みする日」を事前に報告していること。

4 保育料の減額

登園予定であった日を休み、登園しなかった場合は、その日数に応じて月額保育料を基に日割り計算を行います。

減額の対象となることが確認できた場合は、納付済の保育料額と減額後の保育料額との差額を保護者が指定する口座に振り込むことをことにより還付します。